

第1編 総論

第1章 平成9年度農林水産行政の概観

第1節 農 業

1 施策の背景となった農業の動向

農業は、国民生活に不可欠な食料の安定供給という大切な使命のほか、地域社会の発展と国民生活の安定の上で多面的かつ重要な役割を果たしている。また、国土の大宗を占める農村は、生産の場であり、かつ、農業者と地域住民の生活の場であることはもとより、伝統に裏付けられた個性に富む地域文化を育み、緑と潤いに満ちた生活・余暇空間を国民全体に提供するという機能を有する国民共有の財産である。

こうした役割や機能を持つ我が国の農業と農村をめぐる状況は、我が国経済の国際化、高度化、人口や産業の都市への集中といった諸情勢の変化の中で、従事者の減少、高齢化の進行、山村等における過疎化の進展など近年大きく変貌している。特に、平成7年4月からのウルグアイ・ラウンド農業合意の実施により、我が国農業・農村は新たな国境措置の下で厳しい環境に置かれることとなった。このような中で、長期的展望の下に、着実に魅力あふれる農業と活力ある農村を実現していくとともに、国土の均衡と特色ある発展を図ることが重要である。

このため、平成6年8月の農政審議会報告「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」を今後の政策推進の指針としつつ、また、平成7年12月に策定された「農産物の需要と生産の長期見通し」を踏まえ、農業の21世紀に向けた飛躍を図るとともに、農村が多様で活力のある地域社会として発展することができるよう、所要の措置を総合的かつ的確に講じる必要がある。

2 講じた施策の重点

ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う影響を極力緩和するとともに、我が国農業・農村の自立と持続的発展を期して、平成6年10月に決定された「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」に基づき、関連対策の着実な推進を図るとともに、農業の体質強化と活力に満ちた農村地域の建設を図るため、以下の

ような各般の施策を積極的に展開した。

(1) ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な推進

ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策については、本合意が我が国農業・農村に及ぼす影響を極力緩和するとともに、農業・農村を21世紀に向けて持続的に発展させ、将来にわたって我が国経済社会における基幹的な産業及び地域として次世代に受け継いでいくことを期して、農業を誇りを持って携わることのできる魅力ある産業として確立すること、国土資源の有効利用により可能な限り国内生産を維持・拡大し、国内供給力を確保すること、消費者に対する良質・安全・新鮮な食料の適正な価格水準での安定供給を図ること及び住みやすく活力に満ちた農村地域を建設することを基本方針として、必要な対策を重点的、計画的に実施した。

ア 農業経営対策の推進等

(ア) 育成すべき農業経営への農地利用の集積

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産を担うような農業構造を実現するため、農地流動化施策を実施した。

(イ) 経営体の安定的な営農展開のための負債対策、土地改良負担金対策の推進等

ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れ後も農業経営の改善を積極的に進めようとする者に対し、既往債務の負担の軽減を図るとともに、既着工事業に係る土地改良負担金の高い地区について、償還金の繰り延べ措置等を実施した。

(ウ) 農内農外からの新規就農者の確保

「青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づき、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な無利子資金（就農支援資金）の貸付けを柱とする就農支援措置を講じた。

(エ) 各作物の特色に応じた対策等の推進

α 畑作物対策

雑豆、落花生、こんにゃく芋及びでん粉について、消費宣伝、新規用途開発等の需要確保、でん粉原料用いも類の加工食品用等への用途転換を行ったほか、雑

豆、落花生、こんにゃく芋の計画生産等を推進した。

b 果樹対策

うんしゅうみかん等の園地転換及び果実の需給調整対策等広範な対策を実施するとともに、りんごのわい化栽培等を緊急に推進した。

c 繭・生糸対策

農畜産業振興事業団による関税相当量の一部徴収の仕組み及び実需者輸入制度の運用により、蚕糸業の経営の安定と絹業への生糸の安定供給を図った。

d 畜産対策

生乳生産の大宗を育成すべき酪農経営に早急に集約し生産構造を改善するため、減頭見合いで増頭を行う者に対する支援を行った。また、農畜産業振興事業団がウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくカレント・アクセス分として輸入する乳製品については、国内需給の動向を踏まえつつ、計画的に国内で売却した。さらに、ゆとりを持てる質の高い経営の実現に向け、一層のコスト低減と経営体質の強化を図るため、効率的生産に必要な飼養管理関連機械をリース方式により緊急に整備した。

e でん粉対策

知事の定める基本方針に基づき、いもでん粉工場の計画的な再編整備を実施した。また、国産いもでん粉の需要拡大を図るため、消費拡大対策を実施した。

イ 農業経営による生産展開のための基礎的条件の整備

(ア) ウルグアイ・ラウンド関連農業農村整備緊急特別対策

「第4次土地改良長期計画」に即し、国際化に対応した我が国農業の体質強化を緊急に図るため、

- ① 県が促進事業計画を策定した緊急に整備すべき地域において、
- ② 核となる事業と関連事業との有機的な連携の下に、工期の短縮、効果の早期発現を目的として、
- ③ 平地農業地域においては、ほ場の大区画化等を推進する事業に、中山間地域においては、中山間総合整備事業、集落排水事業等に対して、ウルグアイ・ラウンド対策予算を追加的に措置し、農業農村整備事業を加速的に推進した。

(イ) 地域の農業生産の高度化等のための諸施設の整備

我が国農業の体質をより強化するため、地域農業基盤確立農業構造改善事業等の機動的な実施により、効果が高い諸施設（共同育苗施設、農畜産物集出荷貯蔵施設、堆肥製造施設等）の整備を積極的に行った。

また、稲作経営をめぐる厳しい状況に対応し、稲作・

転作の高度化等の基礎となる近代化施設等の整備を重点的に実施した。

(ウ) 生産現場に直結した新技術の開発

国、都道府県、民間の研究勢力を結集して、生産現場に直結する総合的な技術開発を推進した。

ウ 中山間地域等の農山村地域対策の推進

(ア) 棚田地域等保全対策の推進

立地条件に即したきめ細かな農業生産基盤の整備、集落生活環境の改善、都市住民も交えた棚田等の継続的な保全・利活用活動の推進を図るための施設整備等を実施し、棚田等の有する公益的機能の良好な発揮を図った。

(イ) 中山間地域等への新規作物の導入推進

中山間地域等農業の生産条件が不利な地域における新たな農業部門の経営の開始を支援するため、特定地域新部門導入資金（農業改良資金）の貸付けを行った。

(ウ) 地域産品・地域資源等に関する情報の発信拠点の大都市における整備

都市と中山間地域の連携・交流を通じて中山間地域に対する国民の理解を深め、効果的な地域活動を促進するため、東京、大阪に整備された「ふるさとプラザ」の適切な運営を図った。

(エ) 中山間地域の農地保全

中山間地域において農地保有合理化法人が行う管理耕作及び市町村農業公社等が行う農作業の請負に必要な経費に充てるための借入金の利子が無利子となるよう利子助成した。

(2) 中長期的な食料需給動向にも対応しうる足腰の強い農業生産の確立

開発途上国を中心とする人口増加、砂漠化や地球環境問題から生ずる制約等に伴う中長期的な世界の食料需給動向にも対応しうるよう、新政策の目指す農業経営及び農業構造の実現等による足腰の強い農業生産の確立を図るため、各般の施策を総合的に実施した。

ア 農業生産の担い手の育成

(ア) 担い手の経営基盤の強化

「農業経営基盤強化促進法」が目指す効率かつ安定的な農業経営が農業生産の大宗を担う農業構造を実現するため、認定農業者制度の普及定着を図りつつ、農業者の経営管理能力の向上及び農内外からの人材の確保・育成を図るとともに、認定農業者を核とした地域農業を確立するための基礎的条件づくりを支援した。

(イ) 新規就農者・青年農業者対策の充実

「青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づき講じた支援措置のほか、現場実

践方式による研修機会の創設等により新規就農の促進等青年農業者対策の充実強化を図った。

(ウ) 農山漁村女性対策の推進

「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン」の実現に向けて、農林漁業や農山漁村社会でのパートナーである男性を含めた家族及び地域社会での啓発や、農協の理事における女性の割合等の指標・目標の策定及びその到達度合いの調査等を実施した。

(エ) 経営に必要な情報の提供体制の整備

需要に応じた米の安定的生産・流通体制の確保及び経営体に対する営農支援体制の強化を図るため、生育・土壌診断情報等の高度営農診断情報を提供するための体制整備を行った。また、地域農業改良普及センターと農業者等とをオンラインで結ぶ普及情報ローカルネットワークを構築した。さらに、肥料、農業機械に関する品質、流通状況等の情報をインターネット等を通じて農業者に提供するネットワークの整備を行った。

(オ) 農業構造改善事業の推進

地域農業者等の内発的取組による地域連携のための協定の締結と実践を通じ、①経営基盤の確立、②経営体発展の条件整備、③多様な就業機会の創出等を図る地域農業基盤確立農業構造改善事業を実施した。また、地域から全国段階に至るまでの農業・農村活性化運動を支援しつつ、市町村段階において経営体の育成と地域内の関係者の連携強化のための地域連携協定の締結等を推進するとともに、県段階において行われる支援活動を促進する地域農業基盤確立支援推進事業を実施した。さらに、地域の立地条件に応じた農業・農村の活性化を図るため、土地基盤の整備、近代化施設、環境施設の整備等を総合的に行う農業農村活性化農業構造改善事業を実施するとともに、美しいむらづくりモデル地区特別整備事業を実施した。

(カ) 農業生産体制強化総合推進対策の推進

我が国農業の生産体制を抜本的に強化するため、①経営体等を核とした生産体制の確立、②革新的な農業技術等の導入・実証、③農業・農村における人材育成、④作物及び地域の特色を活かした多様な農業生産の推進、⑤環境保全型農業の推進等総合的な生産対策を計画的に実施した。

イ 農業農村整備事業の推進

国際化の急激な進展に対応できる効率的な農業とこれを支える活力ある地域社会の確立を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤と立ち遅れている農村の生活環境とを一体的に整備するとともに、農地等の保全・管理を推進した。

ウ 地域の環境保全に配慮した生産体制の確立

(ア) 土づくりをはじめとする環境保全型農業の推進
創意工夫を活かした土づくりの推進、高精度な病虫害発生予察情報の提供による効率的な防除の推進、有機物資源の堆肥としてのリサイクルの推進等により環境保全型農業を推進した。

(イ) 畜産環境対策の充実強化

畜産環境保全の総合的な推進を図るため、都道府県における家畜排せつ物処理施設整備計画を策定するとともに、家畜排せつ物の効率的な処理と堆きゅう肥の流通を促進するため、広域畜産リサイクルセンターの整備等を行った。また、畜産環境問題の発生の防止等を行うため、畜産環境の総合的な整備を促進するとともに、窒素等の削減のための土層改良及び水質等保全施設の整備等を行った。

エ 主要作目の生産・流通対策の強化

(ア) 水田農業

a 新生産調整推進対策

米の生産調整の実効性の確保、生産者・地域の自主性の尊重及び望ましい営農の実現に重点を置いて、「新生産調整推進対策」を実施した。

b 新たな環境下における水田農業の展開

共同利用機械・施設等の整備により担い手を中心とする効率的な地域農業生産システムを構築するとともに、消費者ニーズに即した良質米の安定的な生産・流通体制の確立を推進した。また、集落等を単位とした地域営農の高度化を図り、経営体育成の加速化を推進した。さらに、経営体の飛躍的な規模拡大に資する直播栽培技術を基幹技術として、レーザー均平化技術等の大区画は場対応型先進技術との組合せによる新しい稲作技術体系の確立・普及を推進した。

(イ) 麦・大豆等畑作物

担い手の高齢化や減少並びに国際化の進展等厳しい情勢に対処し、麦・大豆等畑作物の確固たる生産体制を構築するため、水田作、畑作の経営展望の実現に向けて、組織経営体の育成等による主産地の形成、実需者ニーズに対応した生産・流通・加工体制の整備、機械化等の先進的畑作技術の開発・普及、生産基盤の整備等を行うための各種施策を総合的に推進した。

(ウ) 野菜

多様な消費者や実需者のニーズに対応しつつ、国産野菜の競争力の強化と需要の確保を図るため、野菜の生産から流通・消費に至る総合的な対策を実施した。

(エ) 畜産

WTO協定実施に伴う国際化の一層の進展、最近における畜産物の需給及び価格の動向、畜産経営の動向

等我が国の畜産をめぐる諸情勢の変化に対処して、畜産物の安定的な供給と畜産経営の健全な発展を図るため、各般の施策を実施した。

(オ) 果樹・花き

a 果樹

果樹農業を適切な方向に誘導して長期的な需給安定を図るため、「果樹農業振興基本方針」に基づき、高品質・省力生産・流通促進のための高能率園地の整備、流通施設の整備、情報の高度な活用及び労働力調整・作業の外部化等支援体制の整備等を総合的に実施するとともに、地域の条件等に応じた省力化技術体系の実証・普及を推進した。また、多様な果実の生産・流通を促進したほか、ウイルス無毒種苗増殖用施設、大苗育苗施設及び新たに育成されたりんごの優良わい性台木の増殖に必要な施設の整備を推進した。

b 花き

地域において今後育成すべき担い手を明確化し、生産・出荷施設等の基盤整備を行うとともに、産地の広域化・連携化を推進しつつ、労働力調整など各種支援事業を集中的に実施することにより、担い手を核とした効率的な花き生産システムの確立を図った。また、カジュアルフラワーの生産に取り組む産地や中山間地域の特色を活かして付加価値を高めた商品づくりを行う産地の育成を推進した。

(カ) 養蚕

主産地の活性化プランの策定、製糸・絹業などが参画する推進組織の設置と製品のマーケティング活動の実施等によるブランド産地の育成を図るとともに、養蚕農家の経営安定に必要な施策を総合的に推進した。

(キ) その他主要作物

a 甘味資源作物

てん菜については、直播栽培等の革新的農業技術の実証、機械の作業効率を高めるための小規模土地基盤整備等を推進したほか、国内で育成された優良品種の普及及び種苗増殖短縮化のための調査等を実施した。

さとうきびについては、担い手を中心とする効率的・安定的なさとうきび生産出荷体制の構築を図るとともに、バガス等の堆肥化による未利用有機物資源のリサイクル体制の確立を図った。また、種苗管理センターにおける優良な原原種の生産・配布等を行った。

b 特産農産物等

茶、こんにゃく芋、ホップ、薬用作物、香料作物等については、生産基盤の強化、省力化技術の導入等を推進するとともに、中山間地域の立地条件等を活用した高付加価値型農業を確立するための条件整備等を実施した。また、高品質い・い製品の生産流通体制を確

立するため、高度品質管理手法の導入・定着を図り、低コスト生産・加工体制の整備を実施した。

いも類及び雑豆、落花生については、多様な国内ニーズに対応した生産・加工体制の整備を実施した。

茶、いについては、需給の安定化対策等を進めるとともに、ハーブ等の生産流通情報の整備、特産農産物の優良種苗の普及及び有効成分・特性強化栽培技術の確立等を行ったほか、新需要茶の栽培、加工、流通について調査検討を行った。

また、種苗管理センターにおいて、優良な馬鈴しょの原原種及び茶原種の生産、配布を行った。

そば、ハトムギについては、生産性の高い産地や地域加工等による定着性の高い産地の育成、優良種子の確保、契約栽培による流通の円滑化等を推進した。

オ 生産資材の安定的確保等による農業経営の安定化

(ア) 飼料対策

a 流通対策

(他)配合飼料供給安定機構が行う異常補てん基金の積増しに対して助成した。また、食糧管理特別会計輸入飼料勘定において、外国産飼料用麦の買入れ、保管及び売渡しと大麦の備蓄を行うとともに、輸入飼料穀物の備蓄対策の円滑な実施等を図った。

b 生産対策

畜産農家と耕種農家が一体となった地域ぐるみによる飼料生産システムの確立、我が国の土地条件に適応する放牧技術の普及、草地の造成整備等を行った。

(イ) 農業機械対策

革新的農業機械等の開発・実用化を推進するとともに、地域特産農作物の特性等に適した農業機械の開発を行った。また、各都道府県の資材費低減のための「行動計画」に即した農業機械の適正な導入の指導等を推進した。

(ウ) 肥料及び農薬対策

肥飼料検査所における検査体制の強化、施肥の改善等に資する各種資材の評価法の確立、高品質な再生有機質肥料の広域流通のための体制の整備等を図った。

また、「農薬取締法」に基づく農薬の登録、検査等を実施したほか、農薬安全使用対策を推進した。このほか、生物系の農薬についての基盤技術の開発等を行った。

(エ) 種子及び種苗対策

農林水産植物の新品種の育成者を保護して、収量、品質、熟期、病害虫抵抗性等について優れた品種の育成を促進するため、「種苗法」に基づく品種登録制度の適正な運用等を推進するとともに、高機能種苗に関す

る技術基盤の強化、指定種苗制度に基づく種苗検査等を行った。

また、稲、麦、大豆等の主要農作物について、需要の動向に即した優良種子の生産と普及を促進するため、主要農作物種子制度の円滑な運営等を推進したほか、優良品種の種子需要の増大に対応するため、大規模かつ高能率な生産団地の育成と広域的な種子流通の円滑化を図った。

(オ) 植物防疫対策

病害虫による農作物の被害の軽減等を図るため、「植物防疫法」に基づく植物防疫事業等を実施した。

また、平成9年4月から施行された新たな植物検疫制度の円滑な実施を図るとともに、植物防疫所において、新たな検査技術の開発・導入等を行った。

(カ) 家畜防疫対策

「家畜伝染病予防法」に基づき、都道府県が行う家畜の伝染性疾患の発生の予防、家畜伝染病のまん延の防止のために必要な経費に対して助成したほか、家畜衛生技術の向上、獣医療提供体制の整備等を行った。

(3) 活力にあふれた住みやすい農山漁村の創造

ア 美しく活力ある農山漁村づくり

(ア) 美しいむらづくり対策

水、緑、文化などを活かした景観形成に加え、農山漁村を一体として捉えた環境・生態系の保全と農林水産業を通じた地域資源の有効活用による地域づくりを実現するため、美しいむらづくり対策事業を実施した。

(イ) 流域環境保全モデル総合対策

農林水産公共事業が上流水源地域から中・下流域の農業地域を経て海洋に至るまでの地域を対象として面的な整備を行う事業であるとの特色を活かし、流域を一体として捉え、水源のかん養、水質の保全、自然環境の保全等を総合的に推進するための対策を実施した。

(ロ) OECD農村地域開発プログラム理事会等の日本開催

我が国の農業・農村及び農業政策に対するOECD農村地域開発プログラム(RDP)加盟各国の理解を深めるために、RDP理事会等を日本で開催した。

イ 都市と連携した農山漁村の活性化等

(ア) 広域的連携の推進による中山間地域の活性化

中山間地域の活性化に資するため、新規作物の導入等による起業支援、生産基盤と生活環境の一体的な整備、農地等の保全を通じて国土・環境保全機能を維持・保全する施策、都市との交流の促進等総合的広域的視点に立った地域活性化のための支援措置を実施した。

(イ) 地域資源を活用した所得機会の向上等

α 都市との連携による地域おこし活動の支援

農林水産業や農山漁村の持つ緑と水の豊かな「ゆとり」と「やすらぎ」の場としての機能や教育的役割を活かしつつ、都市と農山漁村の相互理解を深め地域の連携・交流を通じた活性化を支援するための措置を実施した。

β 他産業との連携による雇用機会の創出等への支援

「農村地域工業等導入促進法」に基づき、農村地域への工業等の導入を計画的に促進し、農業構造の改善の促進を図った。

ウ 都市に比べて立ち遅れている農山漁村の情報化の推進

CATV施設等を核とした高速、大容量及び双方向の通信を可能とする情報基盤のモデル的な整備を行った。また、移動通信施設及びテレワーク施設等に係る基盤整備を、従来の情報基盤施設の整備に加えて行う農村総合整備事業(情報基盤施設整備型)を実施した。

エ 農林漁業の振興による農山漁村の活性化

経営体の育成・強化のための経営基盤の確立、地域連携による経営体発展の条件整備、農村に賦存する資源、農村空間等の総合的活用等多面的な視点から地域農業の基盤の確立を図る地域農業基盤確立農業構造改善事業を実施したほか、地域の創意工夫と主体的取組を基本に、立地条件に即した農業・農村の活性化を推進する農業農村活性化農業構造改善事業等を実施した。

オ 農山漁村高齢者対策の充実等

「農山漁村高齢者ビジョン」(平成7年6月)の趣旨を踏まえ、地域のビジョンづくり、人づくりや活動の場づくりを進めるための施策及び高齢者の生きがい発揮の場と高齢者等のアメニティに配慮した生活環境の整備のための総合的な施策を実施した。また、「農業者年金基金法」に基づき、農業者の老後生活の安定と福祉の向上、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に資するため、農業者年金事業等を行った。

カ 農村地域の生活環境等の整備

農業及び農村の健全な発展と活性化を図るためには、担い手の育成に向けて、農業生産条件整備を適正な土地利用の下に進めるとともに、地域社会の活力を維持・増進する観点から都市と比較して立ち遅れている農村の生活環境の整備を進めることが緊要である。

また、国民の価値観の多様化に伴い、農村地域に対して水と緑に恵まれた豊かな環境を形成している場としての関心が高まっており、都市住民等の滞在や新たな生活の場としてその重要性が見直されている。

このため、国民共有の財産として豊かな環境の形成に資するため、農村地域の農業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を積極的に推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農村空間の創出を図った。

また、生活環境の中でも都市と比較して特に立ち遅れの著しい農村地域の污水处理施設の整備水準を、21世紀初頭を目途に中都市並み(45%程度)に向上させるよう、農業集落排水施設の整備を1,962地区で実施した。

(4) 食品の加工・流通・消費対策の充実

食品産業の振興を図るため、情報化の推進による流通コストの低減に取り組んだほか、フードシステムの高度化、技術開発、外食産業の振興等を推進するとともに、卸売市場流通の円滑化・高度化、食品商業流通の整備等を行うことにより、食品流通の構造改善を推進した。

また、食品の安全性や品質などに対する消費者の強い要請を踏まえ、食品の安全性確保対策を総合的に実施したほか、食品の規格・表示の適正化、健康的で豊かな食生活の推進等を行った。

さらに、世界最大の農産物純輸入国である我が国としては、今後とも海外からの供給に大きく依存せざるを得ない農産物の輸入の安定確保等を行うため、海外農業情報の収集、「輸出入取引法」等の運用による農産物貿易の秩序の維持等に努めた。

(5) 農林水産分野における新技術・新分野の創出等研究開発・普及の推進

農林水産業の国際化の一層の進展、21世紀に向けた経済構造改革を実現する科学技術への期待の高まり等の情勢の変化の中で、農林水産分野における新技術の開発普及の重要性が従来にも増して大きくなっていることを踏まえ、産学官の連携による新技術・新分野の創出、革新的農業技術の開発・実用化とその利用促進、現場に直結した技術の開発・普及、基礎的・先導的研究、重要政策課題に対応した研究開発の実施等を強化するとともに、公共事業のコスト低減対策に資する新技術の開発・導入等を行った。

(6) 世界の食料需給・経済構造の変化等に対応した国際協力の推進と地球環境保全対策の充実

ア 世界の食料需給・経済構造の変化等に対応した国際協力の推進

開発途上国における人口増加等を背景とする食料需要の大幅な増加に対応した中長期的な食料安全保障の確立や、現下の約8億人に上る栄養不足人口の解消が緊急の課題となっている中で、平成8年11月に開催された世界食料サミットにおいては、食料・農業問題の

重要性が世界的に認識され、世界の食料安全保障の達成と、2015年までの栄養不足人口の半減が宣言されたところである。同サミットの成果等を踏まえつつ、こうした課題に的確に対処するため、地域別・分野別に重点化した効率的かつ効果的な国際協力を展開した。

イ 地球環境保全対策の充実

農林水産業は、自然環境を基盤とし、自然と一体的に営まれる産業であり、熱帯林の減少、砂漠化の進行、地球温暖化等の地球環境問題と密接にかかわっている。

こうした農林水産業の適切な生産活動を通じて森林、農地、海洋などを保全していくことが、地球環境の保全を図る上で重要であるとの認識に立ち、調査・研究、二国間協力や国際機関への提出等の取組みを推進した。

(7) 高度情報通信社会の実現に向けた施策の推進と農業経営・国際環境の変化等に対応した統計情報の整備

ア 高度情報通信社会の実現に向けた施策の推進

高度情報通信社会の実現に向け、急速に進歩する情報通信技術を活用し、農林水産業・農山漁村の活性化、食品産業・食品流通の高度化等を行うため、ハード・ソフト両面の情報通信インフラの整備、情報提供システムの開発・運用、情報化による試験研究の効率的推進、行政の情報化等幅広い施策を総合的に実施した。

イ 農業経営・国際環境の変化等に対応した統計情報の整備

農業経営・国際環境の変化等に伴う新たなニーズに対応した統計情報を作成・提供するため、平成7年8月の農林水産統計情報研究会報告を踏まえ、今日的視点から中長期的な展望の下に農林水産統計情報の体系的整備を行った。

(8) その他の重要施策

ア エネルギー対策

需給のひっ迫化が懸念される石油・エネルギー情勢及び国際的な課題となっている地球温暖化問題に対処し、農林水産業におけるエネルギー利用の一層の効率化を推進するため、中長期的視点に立ったエネルギー対策の検討を行うとともに、規模拡大、新技術の導入等による農業経営体のエネルギー消費構造の変化について分析した。

イ 災害対策

(ア) 阪神・淡路大震災復興対策

平成7年7月に阪神・淡路復興対策本部で決定された「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を踏まえ、兵庫県が策定した「阪神・淡路震災復興計画」

に即しつつ、特に、阪神・淡路地域全体の均衡ある復興を図っていくためには、災害に強い安全な農山漁村づくりを推進することが極めて重要な課題であることから、「安全な地域づくり」のための復興関連施策として、治山施設等の整備、農山漁村における農道等の整備等の施策を実施した。

(イ) 農業災害補償制度の円滑な運営

「農業災害補償法」に基づき、農業共済事業を実施するとともに、農業共済の共済掛金等及び農業共済団体等の事務費に対する助成を行った。

ウ 公害環境保全対策

水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、農薬残留等各種の公害に対し、その防止、回復のための所要の措置を講じた。

エ 農業団体の整備

農業協同組合系統組織、農業委員会系統組織等農業団体に対して、所要の助成等を行った。

3 財 政 措 置

各種施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保、充実に努め、平成9年度農業関係予算一般会計予算額は、総額2兆9,226億円(産業投資特別会計からの農業農村整備事業等に対する無利子貸付金等1,589

億円を含む。)となった。最近の農業一般会計予算額について重点施策別にその推移をみると、表1のとおりである。

また、平成9年度の農林水産省関係の財政投融资計画額は6,483億円となった。このうち主要なものは、農林漁業金融公庫への財政投融资計画額で2,400億円となっている。

4 税 制 上 の 措 置

(1) 国 税

- ① 農協系統組織整備による都道府県区域の農業協同組合連合会と全国区域の農業協同組合連合会(又は農林中央金庫)との合併によるみなし配当の源泉徴収の不適用等の特例措置等の創設及び「農協合併助成法」の延長に伴う農業協同組合の合併に係る不動産の権利の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置等の適用期限の3年延長
- ② 「農業経営基盤強化促進法」に規定する農業経営改善計画に従って経営規模を拡大する認定農業者が有する農業用機械等の5年間20%(新規就農者の場合は30%)の割増償却制度の適用期限の2年延長等所要の措置を講じた。

表1 農業関係重点施策別予算額の推移

(単位: 億円)

重 点 施 策	昭和45年度	昭和50年度	昭和55年度	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成9年度
1 農業の生産性の向上等と農村の環境整備	2,122	4,544	9,510	9,303	10,827	18,413	14,480
2 農業生産の選択的拡大	1,013	1,839	4,593	3,379	2,619	2,688	2,964
3 農業構造の改善	472	1,022	2,712	3,144	2,877	3,768	2,985
4 価格の安定と農業所得の確保	3,933	8,576	7,732	5,824	3,115	2,841	2,971
5 流通の合理化	236	1,242	775	515	527	629	567
6 農業従事者の福祉の向上と地域の振興	57	191	465	404	310	592	443
7 農業団体	46	162	317	416	556	706	709
8 その他	972	2,424	4,980	4,190	4,357	4,593	4,107
(1) 災害対策	628	1,576	3,825	2,680	2,767	2,861	2,326
(2) その他	344	848	1,155	1,510	1,590	1,732	1,781
農業関係予算の合計	8,851	20,000	31,080	27,174	25,188	34,230	29,226
農林水産関係予算の総額	9,921	22,892	37,765	33,895	33,009	45,999	38,886
国の一般歳出の総額	61,540	164,266	312,377	333,523	379,710	499,001	454,841

注: 1) 予算は補正後であり、産業投資特別会計からの公共事業等に対する無利子貸付金を含み、NTT事業償還分を除く。

2) 「農業の生産性の向上等と農村の環境整備」の欄の予算額は、農業農村整備(草地開発事業を除く。)、農業技術の開発・普及等のための経費である。

3) 「農業生産の選択的拡大」の欄の予算額は、米の生産調整、野菜、果樹、畜産等の生産対策のための経費である。

4) 「農業構造の改善」の欄の予算額は、農業構造の改善、地域農政の推進、農地の流動化、農業者年金等のための経費である。

5) 「価格の安定と農業所得の確保」の欄の予算額は、米麦管理制度の運営、畜産物、野菜、果実、畑作農産物等の価格安定等のための経費である。

6) 「流通の合理化」の欄の予算額は、農畜産物の流通の合理化、需要の増進及び流通機構の整備等のための経費である。

7) 「農業従事者の福祉の向上と地域の振興」の欄の予算額は、地域改善対策、山村振興等のための経費である。

(2) 地 方 税

- ① 農地保有合理化法人が農地売買等事業により取得した土地に係る不動産取得税の納税義務の免除措置（本則の徴収猶予期間5年）について、その徴収猶予期間を最長5年延長する特例措置の対象に、農業経営の転換をする農業者等の土地を買い入れ農業者に売り渡すことを円滑に行うことを目的として実施される経営転換農業者等農地売買事業を追加
- ② 「農業経営基盤強化促進法」に規定する農用地利用集積計画により農用地区域内の土地を取得した場合の不動産取得税の課税標準を3分の2（農業振興地域内で農用地区域外の場合は4分の3）に軽減する特例措置等の適用期限の2年延長
- 等所要の措置を講じた。

5 農 業 金 融

新政策の方向に沿った経営体の育成を図るための総合的融資制度の普及浸透を図ったほか、農林漁業生産の基盤整備の促進、経営構造の改善等に資するため、農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金、農業改良資金等の各種制度資金について、所要の融資枠を確保した。

6 立 法 措 置

第140回国会（通常国会）、第141回国会（臨時国会）において成立した農業・食品産業関係法律は、次の18本である。

- ・ 工業標準化法の一部を改正する法律（通商産業省・大蔵省・厚生省・運輸省・労働省・建設省と閣議共同請議）
- ・ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（総務庁・大蔵省・文部省・厚生省・通商産業省・労働省・建設省・自治省と閣議共同請議）
- ・ 民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律（通商産業省・大蔵省・厚生省・運輸省・自治省と閣議共同請議）
- ・ 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（大蔵省と閣議共同請議）
- ・ 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（通商産業省・大蔵省・運輸省と閣議共同請議）
- ・ 農林水産省設置法の一部を改正する法律
- ・ 蘭糸価格安定法の一部を改正する法律（大蔵省と閣議共同請議）
- ・ 製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律

- ・ 環境影響評価法（環境庁・国土庁・厚生省・通商産業省・運輸省・建設省と閣議共同請議）
- ・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（総理府本府・大蔵省・厚生省・通商産業省・運輸省と閣議共同請議）
- ・ 金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（総理府本府・警察庁・総務庁・大蔵省・通商産業省・運輸省・労働省・建設省と閣議共同請議）
- ・ 特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律（総務庁・経済企画庁・科学技術庁・環境庁・国土庁・外務省・大蔵省・文部省・厚生省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省と閣議共同請議）
- ・ 許可等の有効期間の延長に関する法律（総務庁・国土庁・大蔵省・厚生省・通商産業省・運輸省・建設省と閣議共同請議）
- ・ 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律（通商産業省・大蔵省・厚生省・運輸省・建設省と閣議共同請議）
- ・ 財政構造改革の推進に関する特別措置法（大蔵省・警察庁・文部省・厚生省・運輸省・建設省・自治省と閣議共同請議）
- ・ 罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律（大蔵省・労働省と閣議共同請議）
- ・ 工場立地法の一部を改正する法律（通商産業省・大蔵省・厚生省・運輸省と閣議共同請議）
- ・ 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律（総理府本府・大蔵省と閣議共同請議）

第2節 林 業

1 施策の背景となった林業の動向

林業は、木材をはじめとする林産物を供給するだけでなく、森林を健全な状態に保ち、森林のもつ公益的な機能を維持・向上させることにより、安全で豊かな国民生活の実現と山村の発展に大きな役割を果たしてきた。

平成9年12月には、地球温暖化防止のための京都会議が開催され、二酸化炭素の吸収、貯蔵源としての森林と木材の重要性が強く認識されるなど、森林・林業に対する期待は国際的、国内的に一層高まっている。

しかしながら、森林の整備と維持管理を担い、山村の経済と社会を支えてきた林業や木材産業は、厳しい

国際競争の下での、採算性の悪化、担い手の減少等により極めて厳しい状況に置かれている。

このような状況に対処し、森林・林業が期待される役割を十全に果たしていけるよう、平成9年度においては、「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」、「第二次森林整備事業計画」等に即し、次の諸点に重点を置き施策を展開した。

2 講じた施策の重点

(1) 林業経営の安定化

林業経営体の経営基盤強化を図るため、補助、金融、税制等の有用情報の提供、経営管理能力養成のための研修等経営改善を促進する支援措置を講じるとともに、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、林業経営体が作成する「林業経営改善計画」の認定を推進した。このほか、地域の林業経営体が行う不在村者所有森林等の取得の推進、生産基盤の整備、林業機械の導入、林産物の大規模流通・加工施設の整備等に加え、森林体験・山村都市交流促進施設の整備、山村地域の生活環境基盤の整備等の事業を実施した。特用林産物については、新技術、新製品の導入、低コスト安定供給産地の育成、木材生産等との複合経営に資する生産・加工施設等の整備や原木栽培の省力化を促進したほか、表示の適正化等消費者の視点に立った施策を推進し需要の拡大に努めた。さらに、林業技術の向上と林業経営の後継者等の育成確保を図るため、林業等に関する基礎的、基盤的な試験研究の推進と高性能林業機械開発の推進、林業普及指導の充実や森林・林業に関する総合的な研修等を実施した。

(2) 林業労働力の安定確保と林業事業体の育成

林業労働力の確保を促進するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、事業主が作成する「雇用管理の改善及び事業の合理化に関する計画」の認定と「林業労働力確保支援センター」を中核として、認定事業主等に対する林業就業促進資金の貸付け、高性能林業機械の貸付け等の総合的な支援措置を推進した。また、林業労働における災害の防止、振動障害、蜂被害の予防等の労働安全衛生対策を推進した。

(3) 木材の供給体制の整備と需要の拡大

木材の供給体制の整備と木材利用の推進を図るため、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」に基づき、指定地域の指定や木材製造業者等と森林所有者等が共同して作成する木材安定供給確保事業計画の認定を推進した。また、原木・製品流通拠点施設の整備、

製材工場等の再編と設備の近代化の促進、流域林業活性化センターの活用による原木の安定供給の推進等生産から加工・流通まで一体となった木材安定供給体制を整備する事業を実施するとともに、施工性、機能性に優れた地域材製品の開発と供給の促進、ふるさとの木による家づくり運動の推進、消費者と連携した地域材利用推進活動の展開、木造建築物の耐震性向上を図る木材利用技術の開発と木材の新たな用途の開発を推進した。

また、建築基準の性能規定化に対応するスギ等の製材品による構造体の強度性能把握等の技術開発、自動制御等最先端技術を活用した木材乾燥システムの開発、生産施設の改善、経営規模の拡大等素材生産業の体質強化等を進めた。

さらに、木材の需給と価格の安定に寄与する内外の需給動向に関する総合的な情報の収集、分析及び提供を行った。

(4) 林業生産の増進と多様な森林の整備

森林のもつ諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、「森林資源に関する基本計画」に即した実効性のある森林計画の樹立、流域を単位とする林業活性化と特用林産の振興などによる地域林業の形成、森林整備と路網整備を一体的に実施する事業等による多様な森林の整備、優良品種の創出等優良種苗の確保等を計画的に実施するとともに、効率的な森林施業の実施を図るため、国道、県道等に連絡する骨格的な林道の整備、ダム上流の水源地域における水源かん養機能の高度発揮のための森林整備と林道整備の総合的な実施、低コスト工法や新技術等を活用したモデル的な林道の整備を実施した。

また、健全な森林を整備するため、間伐が遅れている6、7 齢級の森林を対象として緊急に間伐を実施したほか、都市等における居住地周辺の防災、景観、森林とのふれあいに配慮した森林整備など生活環境としての森林整備事業を推進した。さらに、学校教育や地域との連携のもとに森林・林業の普及啓発活動を推進したほか、一般市民等が森林づくりに自発的に参加する活動を促進する事業を行った。

(5) 森林のもつ公益的機能の維持増進

保安林の計画的な配備及び適切な管理を推進するとともに、災害に強い安全な国土づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりを基本方針とする「第九次治山事業七箇年計画」を策定し、山地治山、防災林造成、水源地域整備、防災対策総合治山、環境保全保安林整備等の治山事業を推進した。また、平成9年3月に改正した「森林病虫害等防除法」等に基づき、健全

な松林の育成、地域の主体的な取組を支援する措置等により、機動的な防除システムの下で、松くい虫の総合的な被害対策を推進するとともに、森林被害を防止するための森林パトロール及び啓発活動を行った。

また、国有林内における野生動植物の保護管理の推進、「みどりの日」を中心とした緑化活動の展開、国民参加による「緑と水の森林基金」と「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づく森林整備等の事業を推進した。

(6) 林業の金融・税制の改善

林業の生産活動の活性化、経営基盤の強化等を図るため、林業金融については、農林漁業金融公庫資金において、松くい虫の被害対策の推進のため、林業基盤整備資金（造林）の利率等の特例措置を講じたほか、森林整備活性化資金の貸付対象事業を拡大するなどの制度の充実を図った。また、林業改善資金においては、集材機、林内作業用トラクタ等の技術導入資金の貸付限度額の引上げ等、木材産業等高度化推進資金においては、新規事業促進資金を創設したほか、木材加工に要する資金を間伐等促進資金の貸付対象とするなど資金内容の充実、強化を図った。林業税制については、山林所得の概算経費控除の控除割合及び植林費の損金算入割合の引上げ、「森林組合合併助成法」の一部改正に伴う特定の合併森林組合に係る特例措置（所得税、法人税、登録免許税、事業税）の延長など所要の措置を講じた。

(7) 山村等の振興

活力ある山村づくりの推進のため、国民の健康の維持、増進を図る地域づくり等を促進する推進体制の整備や保健機能を高度に発揮させる森林空間の整備をしたほか、都市住民の直接参加による森林の適切な維持、管理等を促進するため、ボランティア団体や都市に住む家族等が森林づくりができる地域等を整備する事業を実施した。また、自然との共生等に対する理解の醸成を図るため、多様な体験・学習のための基盤としての森林の整備等を実施し、地域全体としての森林を保全、管理する事業を推進した。さらに、山村振興対策等を総合的かつ計画的に推進するため、新山村振興対策に基づく事業を行ったほか、振興山村等をはじめとするいわゆる中山間地域において、林業生産基盤と生活環境基盤の整備、耕作放棄地等の林地化に必要な土壌条件の改良、原木栽培の省力化施設の導入等を推進した。

(8) 国有林野の管理及び経営

国有林野事業の健全な経営を確立し、国民の多様な要請にこたえるため、「国有林野事業の改善に関する計

画」に基づき、経営管理の適正化、事業運営の能率化、経常事業部門の収支改善、累積債務の処理等各般にわたる経営改善を行った。また、資金運用部資金の借入れを行うとともに、森林保全・森林環境整備等の事業施設費、保護林保全緊急対策事業を含め保安林等の保全管理等に要する経費の一部につき一般会計資金の繰入れを行った。さらに、国民参加による森林づくりを促進するための緑のオーナー制度や法人の森林制度、ヒューマン・グリーン・プラン等の森林を保健休養の場や居住空間として活用する事業のほか、利用者の自主的な協力を得て「レクリエーションの森」の整備と快適な利用を図る森林環境整備事業等を推進した。

国有林野事業の厳しい財務状況にかんがみ、財政構造改革会議の決定や林政審議会の答申等に基づき、その抜本的改革を推進するための閣議決定が行われた。

(9) 国際森林・林業協力

熱帯林をはじめとする世界の森林の保全、造成等を通じて、持続可能な森林経営を確立するため、技術協力、資金協力等の二国間協力を行うとともに、国際熱帯木材機関（ITTO）、国連食糧農業機関（FAO）等に資金を拠出するなど国際機関を通じた協力を推進した。また、持続可能な森林経営の現場レベルでの実証のための科学的・技術的知見の交換とモデル森林のネットワーク化を推進するための国際会議の開催、「国連持続可能な開発委員会」及び「環境と開発に関する国連特別総会」をはじめとする国際的な取組への積極的な参画、国際緑化を推進するための林業NGO等の活動支援、効率的、効果的な国際森林・林業協力の展開に資するための調査研究、技術開発等の諸活動を行った。

(10) その他林政の推進に必要な措置

林業、木材産業及び山村地域の活性化等の中心的な役割を果たし得る森林組合を育成するため、森林組合の広域合併により、経営基盤の充実した森林組合を育成する事業を推進したほか、森林組合等による不在村者所有森林等の適切な整備等を推進した。また、経営改善に意欲的な小規模な林業事業体の協業化を促進するとともに、素材生産業の体質強化、木材産業の活性化等を推進した。

3 財政及び立法措置

(1) 財政措置

以上の重点施策をはじめとする諸施策を推進するため、林業関係の一般会計予算（表1）、国有林野事業特別会計予算（表2）及び森林保険特別会計予算（表3）の確保に努めた。

表1 林業関係の一般会計予算

(単位: 百万円)

区 分	9 年度
森林資源の維持増進	8,400
森林保全整備事業の推進	160,972
森林環境整備事業の推進	29,102
間伐促進強化対策	2,106
林業試験研究及び普及事業の強化	13,354
林業構造改善事業の推進	22,155
林産物の生産流通改善対策	4,767
森林組合等の育成指導	367
治山事業等の推進	240,415
災害復旧等	53,977
林業金融	2,933
その他	39,213
合 計	577,760

注1) 予算額は補正後のものである。

注2) 合計と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

表2 国有林野事業特別会計予算

(単位: 百万円)

区 分	9 年度
国有林野事業勘定	579,914
治山勘定	207,871

注1) 予算額は補正後のものである。

注2) 治山勘定には負担金を含む。

表3 森林保険特別会計予算

(単位: 百万円)

区 分	9 年度
森林国営保険事業・歳出	5,555

(2) 立 法 措 置

制定した法律は次のとおりである。

第140回国会(常会)

「森林病害虫等防除法の一部を改正する法律」

「森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律」

「治山治水緊急措置法の一部を改正する法律」

4 そ の 他

森林・山村検討会関連施策

国土庁、林野庁、自治省の間で、森林対策とこれを通じた山村地域振興対策について総合的な検討を行うために設置された「森林・山村検討会」における議論の経緯を踏まえ、森林の特性や地域の要請に対応した多様な森林等の整備の推進、森林整備のための担い手育成対策の拡充、林業地域総合整備事業における用水施設、林業集落排水施設等の重点的な整備等を実施した。

また、山村地域の振興と定住環境の改善に資するため、林道整備について国庫補助事業及び地方単独事業を効果的に推進する「ふるさと林道緊急整備事業」を

引き続き推進し、滞在型森林健康促進対策等と地方単独事業を有機的に連携させる「緑のふるさと・ふれあいプロジェクト」を拡充して実施した。

さらに、保全すべき森林の公有化の推進、森林整備の担い手対策等のための地方財政措置を講じた。

第3節 水 産 業

1 施策の前提となる漁業の動向

平成9年度の漁業施策を講ずるに当たり、その背景となる漁業をめぐる動向のうち、特に留意した点は次のとおりである。

7年の水産物需給についてみると、水産物の消費は、昨年に比べ減少した。また、供給面では、国内漁業生産量が引き続き減少する中で、水産物の輸入が増加している。

7年の漁業経営についてみると、魚価の低迷や漁獲量の減少等から、漁家の平均所得は昨年に引き続き全国勤労者世帯の所得水準を下回ったほか、中小漁業経営においても漁業利益が引き続き赤字となる等非常に厳しい状況にある。

漁業生産構造についてみると、漁業就業者は若年齢層を中心として減少が続いており、それに伴い就業者の高齢化も進行している。また、漁業経営体数も減少傾向にあり、今後の漁業生産力や漁村地域の活力の低下が懸念されている。

我が国漁業を取り巻く生産環境についてみると、我が国周辺水域における水産資源は一部魚種を除き総じて低水準にある。その一方、公海においては漁業資源の保存管理措置を強化する動きがみられるほか、国連海洋法条約が8年7月20日に我が国について発効し、関連法が施行されるなど新たな海洋秩序の形成に向けた節目の時期を迎えている。

2 講じた施策の重点

「海洋法に関する国際連合条約」(以下「国連海洋法条約」という。)に基づく新たな海洋秩序に的確に対応するとともに、我が国水産業を取り巻く内外の厳しい環境に対処し、国民に対する水産物の安定供給と我が国水産業の体質強化を図るため、平成9年度においては、次のような事項に重点を置いて、施策の効率的展開を図った。

(1) 漁獲可能量制度の定着と漁業経営の安定に資するため、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」(平成8年法律第77号)に基づく漁獲可能量協定を締結し、

資源管理を実施したことにより漁業収入の一定の減少があった漁業者等に対し、長期低利の経営資金等を融通する等の助成措置を実施したほか、減船を実施し、併せて漁獲可能量協定を締結した場合の不要漁船・漁具の処理に対し高率の助成を行った。

(2) 漁獲可能量制度の運用の基礎となる科学的知見の高度化等を図るため、我が国周辺水域において、漁場ごとの資源量の正確な把握、海洋条件の定期観測による資源の分布・回遊状況の予測等を実施したほか、漁獲量管理を的確に推進するため、迅速な集計・解析システムの開発・整備、漁獲情報収集のためのネットワークの機器整備等を実施した。また、都道府県が行う漁獲量管理のための都道府県計画の作成等に対し助成した。

(3) 沿岸域における漁獲可能量制度の対象魚種を中心とした漁海況情報の速報及び予報を提供すること等を通じて、漁獲可能量制度の実施、推進を図る事業に対し助成した。また、水産業改良普及職員を通じた新漁業管理制度の広報・啓発のためのポスター及びパンフレットを作成した。

(4) つくり育てる漁業を推進し、栽培漁業の一層の振興を図るため、国の栽培漁業センターの施設整備を実施し、特に実験生態学的な観点を取り入れた栽培漁業技術の高度化を図るための大規模な放流実験施設（模擬海域放流施設）を整備したほか、都道府県栽培漁業センターにおける新技術導入等の施設整備、都道府県が実施する放流技術開発事業等について助成した。また、海面養殖業の持続的発展を図るため、産地及び経営体の競争力の強化、漁場環境の適切な管理、消費者ニーズに即した安定的な養殖生産の確立を基本として、海面養殖業の総合的な振興対策を推進するため、海面養殖業高度化推進対策事業等を実施した。

(5) さけ・ます資源管理センターを中心としてさけ・ますに関する調査研究を推進したほか、さけ・ますふ化放流事業を引き続き実施した。また、「水産資源保護法」（昭和26年法律第313号）に基づく輸入水産種苗防疫制度を適切に運用すること等により、魚病・魚類防疫対策を推進した。

(6) 資源管理型漁業の推進・定着化を図るため、資源管理型漁業推進協議会の設置、漁協系統組織による指導・普及等推進体制の整備等を実施したほか、資源管理型漁業の定着化を図るための増養殖場造成等を内容とする資源管理推進増養殖場整備事業を実施した。

(7) 地域水産物の競争力の強化を図るため、水産物の低コスト流通・加工、高品質化、付加価値の向上等に必要な流通加工施設の計画的・効率的整備を行った。

また、国産水産物の安定供給を図るため、産地における漁獲物の直接販売等の供給体制の強化、需要者の高鮮度・簡便志向に対応した新製品の開発等による水産物の新たな供給システムの開発を推進したほか、輸入が急増している水産物等について、輸入元国における生産・流通の状況、国内産地への影響等の調査・分析等を行った。さらに、水産加工業について水産物の一次処理作業の省力化を進めるための先導的加工機械の開発等を行った。

(8) 水産物の表示の適正化を図るため、輸入水産物の品名、原産地等を含め、水産物表示ガイドラインの内容を拡充し、同ガイドラインに対する生産者及び消費者の理解を一層深め、その普及定着を図った。

(9) 経済的に自立し、新海洋秩序の下において指導的役割を担うことができる漁協を早急に育成するため、漁協の経営分類指標による経営状況の把握、プロジェクトチームの派遣による経営診断、マーケティング力の強化等により漁協の合併促進、財務改善等を図る総合的な対策を実施したほか、合併等の計画を有する経営不振漁協の欠損金等見合いの借入金に対する利子補給を行い、漁協の経営改善のための効果的な合併、事業統合等を推進した。また、漁業経営改善促進資金の円滑な融通を図る等金融対策を充実した。

(10) 新たな海洋秩序に対応した水産業の展開の基幹となる漁港漁村の緊急整備をはじめとした漁港の基本的な施設の整備及び漁港漁村の環境整備を図るため、「第9次漁港整備長期計画」（平成6～13年度）に基づき、漁港修築事業、漁港改修事業、漁業集落環境整備事業、漁港漁村総合整備事業、漁港関連道整備事業等を総合的かつ計画的に実施した。また、新たに秩序ある漁港の高度利用を図る漁港高度利用活性化対策事業を実施した。

(11) 沿岸漁業の安定的な発展と国民への水産物の安定的な供給に資するため、「第4次沿岸漁場整備開発計画」（平成6～13年度）に基づき、魚礁設置事業、増養殖場造成事業、沿岸漁場保全事業等を積極的に推進した。

(12) 近年の沿岸漁業をめぐる厳しい情勢に対処するため、「沿岸漁業活性化構造改善事業」（平成6～11年度）により、増養殖場等の漁業生産基盤、漁業近代化施設、漁村環境及び交流促進施設の整備等を推進した。また、新たに条件不利地域において「海の恵み」を活かした漁村地域の活性化を図る海の恵みモデル事業及び農業・林業との連携を図りつつ、景観形成を図る美しいむらづくり対策事業を実施した。

(13) 平成6年度において策定された新マリノベーショ

ン構想を推進するため、各種水産施策を総合的に盛り込んだ基本計画の適正な管理、本構想の普及を図るための優良事例等に関する情報提供、新マリノベーション地域（基本計画策定地域）の活性化を支援する活動等を実施した。また、新マリノベーション拠点交流促進総合整備計画（ふれあい整備計画）を策定したほか、同計画に盛り込まれた各種水産関係事業を総合的、計画的に実施した。

(14) 漁業をめぐる国際環境の変化に対処し、国民の嗜好に合った食料の供給及び海外漁場の確保を図るため、海洋水産資源開発センターによる新漁場開発事業を実施したほか、漁船から送信される位置情報、漁獲データを集計解析し、国際的な資源管理を的確に行える体制を整備した。

また、国際漁場での我が国漁船の操業に伴う対外交渉の多様化及び複雑化並びに国際機関における活動等に対応するため、調査活動等を拡充、強化することとし、各種魚類の資源調査、鯨類調査等を実施した。

(15) 新海洋秩序下における水産業の展開に必要な水産関係技術の開発や試験研究を推進するため、かつおに係る凍結貯蔵及び水揚げ作業省力化機器の実用化試験等を実施したほか、(社)マリノフォーラム21において、つくり育てる漁業の推進に必要な種苗生産・育成用飼料の開発・改良、排水利用技術の開発等を行った。

(16) 漁業従事者の養成・確保と福祉の向上を図るため、学校教育の充実、漁業労働条件の改善、社会保障の充実等を図った。

3 財 政 措 置

水産関係予算の内訳は、表5のとおりである。

4 立 法 措 置

9年度において施行された水産関係の主な法律は、第140回国会の「水産業協同組合法の一部を改正する法律」（平成9年法律第54号）である。

表5 水産関係予算

(単位：百万円，%)

項 目	年 度	8	9	9 / 8
(一 般 会 計)				
				(%)
新海洋秩序への円滑な移行と資源管理の積極的推進		61,191	61,553	100.6
生産から流通・加工・販売にわたる体質の強化		32,414	29,508	91.0
漁業生産基盤及び漁村生活環境の整備		282,812	261,529	92.5
新技術開発及び試験研究の推進		9,795	10,026	102.4
海洋水産資源の調査・開発による海外漁場の確保と国際漁業協力等の推進		15,605	14,415	92.4
水産関係一般会計予算総額		411,670	388,176	94.3
(特 別 会 計)				
漁船再保険及び漁業共済保険		41,148	47,064	114.4

注：1) 一般会計予算には、北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁及び外務省計上分の水産関係予算を含む。

2) 計数は、施策ごとに積み上げており、重複するものがあるため、合計が必ずしも総額と合致しない。

3) 各年度とも補正後予算額である。

